

2 文科初第 2 1 1 6 号
令和 3 年 3 月 3 1 日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県教育委員会教育長 殿
各 指 定 都 市 市 長
各指定都市教育委員会教育長

文部科学事務次官
藤 原 誠
(公 印 省 略)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の
一部を改正する法律等の施行について（通知）

この度、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 1 4 号。以下「令和 3 年改正法」という。）が、本年 3 月 3 1 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

今回の改正は、Society5.0 時代の到来や子供たちの多様化が一層進展するなどの状況下において、安全・安心な教育環境の下、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制を整備するために、公立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の学級編制の標準を、約 4 0 年ぶりに一律に引き下げることとし、具体的には、学年進行により、現行の 4 0 人から 3 5 人に段階的に引き下げる措置を講ずるものです。

また、令和 3 年改正法と併せて、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う学級編制の標準に関する経過措置に関する政令（令和 3 年政令第 1 3 3 号。以下「経過措置政令」という。）、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 8 9 号。以下「一部改正令」という。）、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めについて（令和 3 年文部科学大臣裁定。以下「一部改正義務大臣定め」という。）及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めについて（令和 3 年文部科学大臣裁定。以下「一部改正高校大臣定め」という。）がそれぞれ令和 3 年 4 月 1 日に施行されます。

改正法令等の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理上遺漏のないよう願います。

各都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会におかれては、今後、これらの改正法令等の趣旨に沿って、学級規模の適正化と教職員定数の確保及び適正配置に努めていただくようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会に対して、改正法令等の趣旨及び内容を周知していただくよう配慮願います。

なお、改正法令等は、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

記

第一 令和3年改正法（本則並びに附則第2条及び第3条）、経過措置政令（第1条）及び一部改正義務大臣定め（附則第2項）

1 改正の概要

(1) 公立の小学校の学級編制の標準の改正

公立の小学校の同学年の児童で編制する学級に係る1学級の児童の数の標準（以下「学級編制の標準」という。）を40人（第1学年は35人）から35人に引き下げる。こと。（令和3年改正法による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号。以下「新標準法」という。）第3条第2項）

(2) 学級編制の標準の引下げに伴う経過措置

令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とするを旨として、毎年度、政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあっては、40人とする。こと。（令和3年改正法附則第2条第1項）

① 令和4年3月31日までの間における新標準法第3条第2項の政令で定める学年は、第3学年から第6学年までとすること。（経過措置政令第1条）

② 新標準法第3条第2項の文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校で学級編制の標準が40人となるのは、令和3年4月1日現在に在学する児童の数を基礎として算定した当該学校の学級の数が、当該学校が同日現在において保有する普通教室の数を超え、かつ、当該超過分に充てるための適切な施設を確保することが困難である小学校の第2学年とすること。（一部改正義務大臣定め附則第2項）

(3) 検討事項

政府は、公立の義務教育諸学校における教育水準の維持向上のためには、学級規模及び教職員の配置の適正化を図ることに加え、多様な知識又は経験を有する質の高い教員が教育を行うとともに、教員以外の教育活動を支援する人材（外部人材）を活用することが重要であることに鑑み、令和3年改正法の施行後速やかに、学級

編制の標準となる数の引下げが学力の育成その他の公立の義務教育諸学校における教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究を行うとともに、教員の免許に関する制度その他教員の資質の保持及び向上に関する制度の在り方について検討を行い、それらの結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。 (令和3年改正法附則第3条)

2 留意事項

(1) 教職員の人材確保・適正配置等

- ① 令和3年改正法により公立の小学校の学級編制の標準が計画的に引き下げられ、応分の教職員が基礎定数として措置されることに伴い、教職員の安定的・計画的な採用・配置が行いやすくなることを踏まえ、正規教員の採用・人事配置をより一層計画的に行うとともに、教員として多様な人材の活用等を図ることにより質の高い指導体制を確保すること。

ア 教員の計画的な採用・人事配置

中長期的視野から退職者数や児童生徒数の推移等を把握・分析した上で、教員の年齢構成にも配慮しつつ、より一層計画的な正規教員の採用・人事配置を行うよう努めること。その際、学校種別の採用区分の弾力化、学校種間や他の都道府県等との人事交流の促進などにも配慮すること。また、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の5第1項に規定する協議会の活用等を通じて、中長期的な採用見込み者数の見通し等の情報提供に努めるなど、国公立の教職課程を置く大学をはじめとした教育関係機関等と連携協力を図ること。

イ 社会人等の多様な人材の教員としての活用

多様な知識又は経験を有する質の高い人材を教員として採用できるよう、引き続き特別免許状及び特別非常勤講師制度の積極的な活用を図るとともに、受験年齢制限の緩和等も検討すること。

- ② 都道府県又は政令指定都市において国の学級編制の標準を下回る基準を定めることなどにより、既に小学校第3学年から第6学年までにおいて35人以下学級を独自に実施している場合においては、今回の改正によりその財源が順次国費で措置されることを踏まえ、一層の教職員配置の改善等に努めることが期待されること。

(2) 施設・設備の整備

- ① 一部改正義務大臣定め附則第2項の特別の事情は、1(2)の経過措置として規定するものであり、その趣旨に鑑みれば、学級数の増加に伴う教室不足が見込まれる場合には、経過措置の期間中に令和7年度（計画完成年度）を見通した計画的な施設整備等を進めることが基本であること。

このため、特別の事情の適否については、学校設置者において、以下の点に留意しつつ、所要の施設の確保に努めた上でもなおやむを得ない教室不足が生ずるなどの事情により判断されるべきものであること。

なお、以下イ及びウにある適切な代替施設の確保が可能である場合を含め、小学校第2学年において35人以下学級を実施することが可能な場合には、特別の事情が適用されないものとして扱うものであること。

ア 施設の確保に当たっては、一部改正義務大臣定め附則第2項のとおり、公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（平成18年文部科学大臣裁定）第1の38に定める特別教室の数の基準を超える数の特別教室は、普通教室として使用することが前提となるが、それに加えて、最大限、余裕教室や会議室等の普通教室への転用も前提に検討を行うこと。なお、普通教室以外の室を普通教室に転用した場合、一部改正義務大臣定めにおける普通教室の数に含むこととなること。

イ アによっても必要教室数を確保することができず、校舎の増築等を行う場合には、その整備が終わるまでの間、適切な代替施設の確保を検討すべきであり、その確保が可能であれば、年度の当初から小学校第2学年において35人以下学級を実施するよう検討されるべきこと。この場合における適切な代替施設とは、教育環境を普通教室と同程度とすることができるかという観点や、代替施設において教育が行われる期間の長さ、その他各地域や学校の事情を総合的に勘案して学校設置者において判断すべきものであること。

ウ 学校と同一建物若しくは敷地内又は近隣に公民館等の施設があり、こうした施設を使用することに教育上支障がないと認められる場合においては、小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）第12条の趣旨に鑑み、校舎の増築等の整備に代えて、あるいは整備が終わるまでの間の適切な代替施設としてこうした施設を利用することも考えられること。

- ② 個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、「令和の日本型学校教育」を構築するため、少人数学級の推進と併せて、GIGA スクール構想による1人1台情報端末をはじめとした教室環境の整備が図られていることから、1人1台情報端末の常時活用に適した新JIS規格の教室用機の計画的な整備とともに、適切な身体的距離を保ちつつ多様な学習形態に柔軟に対応できる教室環境の整備を図ることが重要であること。なお、新JIS規格の教室用機を整備していくために必要な経費については、令和3年度から地方交付税措置が講じられること。

(3) その他

市区町村教育委員会が行う学級編制については、今回の学級編制の標準の引下げについても、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正等について（通知）」（平成23年4月22日付け23文科初第202号文部科学副大臣通知）第四の2（1）①と同様の運用を行うことができること。

3 関連事項

- (1) 今回の学級編制の標準の引下げは、個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、ICTを活用した、子供たち一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とすることを目的とするものであることから、学習履歴（スタディ・ログ）

をはじめとした様々な教育データの利活用を図りつつ、個々の状況に応じたきめ細かな指導や学習評価の充実、学習の改善を一層図ること。

- (2) 教職員の安定的・計画的な採用・配置に関連して、障害により特別な指導を必要とする児童又は生徒については、近年の傾向から引き続き増加が見込まれるが、特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について、関係法令、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）等の関係通知及び障害のある子供の就学相談や学びの場の検討等の参考となる教育支援資料（平成25年10月文部科学省作成。令和3年度早期に改訂予定。）等を参考に、客観的かつ円滑に適切な判断を行うこと。

なお、当初の判断を最終・永続的なものにせず、当該児童又は生徒の教育的ニーズを踏まえて作成される個別の教育支援計画や個別の指導計画を定期的に評価・改善し、総合的な観点から必要に応じて学びの場を変更できるようにすること。また、その際には、各学校及び市区町村教育委員会において、判断の参考となる教育支援資料等を踏まえ、適切な事務処理を行うこととし、必要に応じて都道府県教育委員会等と連携すること。

- (3) 今回の学級編制の標準の引下げは、学習指導・生徒指導において一人一人に寄り添ったきめ細かな指導を可能にするとともに、教員の負担を軽減し、学校における働き方改革にも資するものであると考えられるところ、これに加え、勤務時間管理や労働安全衛生管理の徹底、業務の適正化や役割分担の明確化、外部人材の活用など、学校における働き方改革に向けた総合的な取組を引き続き進めていくこと。その際、特に以下の点に意を用いられたいこと。

- ① 学習指導員やスクール・サポート・スタッフ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育を支援する外部専門家等の専門スタッフその他の外部人材について、それぞれの役割分担を明確にした上で学校教育活動への参画を一層進め、教員の負担軽減を図ること。
- ② 新型コロナウイルス感染症対応のための清掃活動等については、必要に応じて外部人材の活用や業務委託を行うことにより、教員の負担軽減を図ること。

第二 一部改正令（本則）

※通級による指導、外国人児童生徒等への指導等のための教員の基礎定数化に係る経過措置に伴い、令和3年度の教職員定数の標準を定めるもの。

令和8年3月31日までの間における都道府県小中学校等教職員定数及び指定都市小中学校等教職員定数又は都道府県特別支援学校教職員定数及び指定都市特別支援学校教職員定数の標準については、義務教育諸学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第5号。以下「平成29年改正法」という。）による改正後の公立義務教育

諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき算定した教職員定数の標準に10年間で漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定めることとされている。

このため、当該経過措置の5年目である令和3年度については、同法第7条第1項第5号から第7号まで並びに第11条第1項第5号及び第6号に規定する教職員定数の算定基準のそれぞれ10分の5に相当する基準により教頭及び教諭等の数を算定することとする。なお、令和2年度に引き続き、教頭及び教諭等の特例加算について従前の事情を併せて適用することとする。 (一部改正令による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令 (平成29年政令第128号) 附則第2条)

第三 一部改正義務大臣定め (附則第2項並びに一部改正義務大臣定めによる改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めについて (以下「新義務大臣定め」という。)) 記10)

- 1 新標準法第3条第2項の文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校で学級編制の標準が40人となるのは、令和3年4月1日現在に在学する児童の数を基礎として算定した当該学校の学級の数、当該学校が同日現在において保有する普通教室の数を超え、かつ、当該超過分に充てるための適切な施設を確保することが困難である小学校の第2学年とすること。 (一部改正義務大臣定め附則第2項) (再掲)
- 2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令 (昭和33年政令第202号) 第7条第6項の文部科学大臣が定める研究に関し、「教育課程実践検証協力校事業実施要項」に基づく研究を追加すること。 (新義務大臣定め記10)

第四 一部改正高校大臣定め (一部改正高校大臣定めによる改正後の公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めについて (以下「新高校大臣定め」という。)) 記11)

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令 (昭和37年政令第215号) 第2条第5項の文部科学大臣が定める研究に関し、「スーパーグローバルハイスクール実施要項」に基づく研究を廃止するとともに、「マイスター・ハイスクール事業実施要項」に基づく研究を追加すること。 (新高校大臣定め記11)

第五 施行期日について

令和3年改正法、経過措置政令、一部改正令、一部改正義務大臣定め及び一部改正高校大臣定めは、令和3年4月1日から施行するものとする。

[参考] 関係資料 (文部科学省ホームページ)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hensei/003/index.html

(トップ > 教育 > 小学校、中学校、高等学校 > 少人数教育の実現 を参照)

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

財務課

電話 03-5253-4111 (代表)

内線 2567